平成２２年（再ロ）第４号
神戸市東灘区深江本町１丁目４―11サンシャイン芦屋西202号
再生債務者　河野　禎郎
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年６月５日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年６月28日まで
平成22年６月７日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係

平成２２年（再ロ）第６号
北九州市八幡西区本城１―24―20リアルシティ本城A―318号
再生債務者　芝田　宜央
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年５月27日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年６月28日まで
平成22年６月７日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２１年（再ロ）第８号
茨城県取手市井野団地１番13―303号
再生債務者　武藤　純夫
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年５月31日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年７月２日まで
平成22年６月７日
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部

平成２１年（再ロ）第１２０号
大阪府門真市五月田町21番６―４号
再生債務者　田中　勝利
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年６月３日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年７月５日まで
平成22年６月７日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（再ロ）第１９号
広島市南区向洋大原町36番27号
再生債務者　原本　　学
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年５月11日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年７月６日まで
平成22年６月８日
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（再ロ）第３号
広島県呉市広古新開１丁目７番43―101号
再生債務者　佐々木　誠
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年５月25日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年７月６日まで
平成22年６月８日　　広島地方裁判所呉支部

平成２２年（再ロ）第１号
福島県郡山市安積町成田字成田77番地
再生債務者　菊地　広行
1　意見聴取に付する再生計画案　平成22年５月26日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成22年７月７日まで
平成22年６月７日
福島地方裁判所郡山支部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２２年（再ロ）第１号
秋田県大館市川口字深沢岱79番地40
再生債務者　五十嵐　渡
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年５月31日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年６月３日　秋田地方裁判所大館支部

平成２１年（再ロ）第１５号
岡山市南区豊成１番地３
再生債務者　高見　英樹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成22年６月２日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年６月４日
岡山地方裁判所第３民事部

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年四月二十日
掲載頁　一五〇頁（号外第九十三号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年四月二十日
掲載頁　一五〇頁（号外第九十三号）
平成二十二年六月十四日
大阪市東成区中道一丁目一〇番一七号
（甲）大阪モール株式会社
代表取締役　岩橋　　優
大阪市東成区中道一丁目一〇番一七号
（乙）大阪池田工業株式会社
代表取締役　岩橋　　優

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務一切を承継して存続し乙は解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）（乙）ともに
掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年五月三十一日
掲載頁　一〇九頁（号外第一一三号）
平成二十二年六月十四日
宮崎市恒久四丁目八番地四
（甲）株式会社保全
代表取締役　知名　勝治
宮崎市恒久四丁目八番地六
（乙）宮崎浄化槽管理株式会社
代表取締役　知名　勝治

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の建設事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。
この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は左記のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年三月三十一日
掲載頁　一一七頁（号外第六十九号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十二年三月三十一日
掲載頁　一一八頁（号外第六十九号）
平成二十二年六月十四日
石川県白山市白峰ニ一六四番一地
（甲）永井建設株式会社
代表取締役　山口　　直
石川県白山市桑島一〇号一番地三五号
（乙）竹腰産業株式会社
代表取締役　竹腰　清美

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十二年六月十四日
青森県八戸市柏崎四丁目一四番四二号メゾン・アマビーレ
サンセキュリティLC合同会社
代表社員　山田　華苗

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。
この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
平成二十二年六月十四日
東京都江戸川区西小岩一丁目二五番一〇号
合資会社よし甚
代表社員　石井　　文

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二四九五万円減少し、一億円とし、減少額の全額を資本準備金とすることにいたしました。
株主総会の決議は、平成二十二年六月十一日であり、効力発生日は平成二十二年七月二十日であります。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、当社は最初の決算期未到来のため最終貸借対照表の開示はありません。
平成二十二年六月十四日
宮城県石巻市魚町一丁目一〇番地三
株式会社木の屋ホールディングス
代表取締役　木村　長門